# 政　令

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月六日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第二百八十五号**

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「豊中市」の下に「、尼崎市」を加える。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の都道府県の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為のうちこの政令の施行の際現に効力を有するもの又はこの政令の施行の際現に都道府県知事等に対してされている申請、届出その他の行為であって、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第四十一条の規定により、この政令の施行後、尼崎市が処理することとなる事務に係るものは、この政令の施行後は、尼崎市長若しくは尼崎市が設置する児童相談所の所長その他の尼崎市の機関（以下「尼崎市長等」という。）の行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は尼崎市長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この政令の施行前に児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の規定により都道府県知事等に対して報告その他の手続をしなければならない事項であって、この政令の施行前に当該手続がされていないもののうち、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第四十一条の規定により、この政令の施行後、尼崎市が処理することとなる事務に係るものについては、この政令の施行後は、これを、尼崎市長等に対して当該手続がされていないものとみなして、これらの法令の規定を適用する。

内閣総理大臣　石破　茂

---

防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月六日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第二百八十六号**

防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において読み替えて準用する同法第二十六条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項」を「第二十六条第六項」に改め、「第二十六条第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

**附　則**

この政令は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　石破　茂

# 法規的告示

**○農林水産省告示第千百八十七号**

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格（令和二年農林水産省告示第五百九号）（ＪＡＳ　〇〇一三）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年九月五日から施行する。

令和七年八月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

**○農林水産省告示第千百八十八号**

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和二年農林水産省告示第五百十二号）の一部を次のように改正し、令和七年九月五日から施行する。

令和七年八月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

# その他告示

**○文部科学省告示第六十三号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、令和七年八月六日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年八月六日

文部科学大臣　阿部　俊子

| 名　称 | 構造及び形式 | 所在地 |
|---|---|---|
| 中舘家住宅主屋 | 木造平屋一部二階建、鉄板葺、建築面積一五四平方メートル | 青森県弘前市大字北新寺町五 |
| ＪＲ田沢湖線小岩井駅本屋 | 木造平屋建、鉄板葺、建築面積八七平方メートル | 岩手県滝沢市大釜風林四八―三 |
| 日本聖公会土浦聖バルナバ教会礼拝堂 | 鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積一七五平方メートル | 茨城県土浦市中央一丁目六―イ―一 |
| 江原本家上毛倉庫一号棟 | 鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺、建築面積三三一平方メートル | 群馬県前橋市表町二丁目二五―二 |
| 江原本家上毛倉庫二号棟 | 煉瓦造二階建、瓦葺、建築面積三三五平方メートル | 群馬県前橋市表町二丁目二五―二 |
| 江原本家上毛倉庫三号棟 | 煉瓦造二階建、瓦葺、建築面積三〇〇平方メートル | 群馬県前橋市表町二丁目二五―二 |
| 江原本家上毛倉庫七号棟 | 鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺、建築面積四六三平方メートル | 群馬県前橋市表町二丁目二五―二 |
| 旧相川家住宅旧店舗 | 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四四平方メートル | 群馬県伊勢崎市三光町六―一一 |
| 旧相川家住宅主屋 | 木造平屋建、鉄板葺一部瓦葺、建築面積一〇〇平方メートル | 群馬県伊勢崎市三光町六―一一 |